

仙台徳洲会病院を受診される皆様へ

# 重要なお知らせ

## 「選定療養費」について

当院は令和5年8月1日付けで宮城県より「紹介受診重点医療機関」として公表されました。

紹介受診重点医療機関には「選定療養費」の徴収が義務付けされているため、当院においても紹介状

をお持ちでない場合は、**令和6年2月1日（木）**より、下記の選定療養費を徴収させていただきます。

ご理解とご協力をお願いいたします。

### 初診時

紹介状を持たずに当院を初診で受診される場合、保険診療分とは別にご負担いただく費用

令和6年2月1日より 医科 7,700円 (税込) 歯科 5,500円 (税込)

### 再診時

病状が安定し、当院担当者が「かかりつけ医」への紹介を申し出た後も当院を受診される場合に、保険診療分とは別にご負担いただく費用

令和6年2月1日より 医科 3,300円 (税込) 歯科 2,090円 (税込)

## 「紹介状」ご持参のお願い

病気かな？と思ったら、まずは近くの「かかりつけ医」にご相談ください。

かかりつけ医とは、日常的な診察（風邪やケガなどの初期治療、慢性疾患の投薬など）や健康管理を行う診療所・クリニック等のことをいいます。

当院は紹介受診重点医療機関として、かかりつけ医との役割分担により、専門的な検査や入院治療、救急医療等を必要とする患者さんの治療を担います。

一人でも多くのこのような患者さんの診療ができるよう、日常的な診察はかかりつけ医を受診していただきかかりつけ医が専門的な検査・治療が必要と判断した際は、紹介状をご準備いただき、ご持参のうえ、当院を受診していただきますようお願いいたします。

「医療機関の機能分担」へのご理解とご協力をお願いいたします。

〔お問い合わせ先〕「受付」、または「入退院患者サポートセンター」まで

## 紹介受診重点医療機関について

紹介受診重点医療機関とは、外来機能の明確化・連携を強化し、患者様の流れの円滑を図るため、紹介患者への手術・処置や化学療法を必要とする外来、高額な医療機器・設備を必要とする外来を行っている病院のことです。当院では原則として「かかりつけ医」からの紹介状を持参しての受診をお願いしています。紹介状がなく初診で受診する場合、「選定療養費」をご負担いただきますので予めご了承ください。

### 選定療養費に関するQ&A

**Q1** 選定療養費とは何ですか？

**A1** 紹介状を持たずに紹介受診重点医療機関を受診する場合、健康保険の自己負担分とは別にお支払い頂くことが健康保険法で定められている負担金のことです。

**Q2** 初診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

**A2** 他医療機関からの紹介状（診療情報提供書）を持たずに受診された初診患者が対象となり、保険診療分とは別に医科7,700円（税込） 歯科5,500円（税込）ご負担いただきます。

**Q3** 初診時に紹介状がなければ必ず選定療養費を支払うのですか？

**A3** 以下に該当する方は選定療養費のご負担はございません。

- ・他医療機関からの紹介状をお持ち頂いた場合 ※接骨院、整骨院からの紹介状は除きます。
- ・救急搬送された重篤な症例の方、または救急搬送が必要と認められる場合。
- ・当院診療科を継続的に受診されている方で、担当医が必要と認め、別診療科へ院内紹介されて受診する場合。 ※院内紹介なしで別の診療科を受診場合は選定療養費がかかります。
- ・健康保険を使用しない場合（労働災害、公務災害、交通事故、自費診療）  
※保険証忘れによる自費診療は除きます。
- ・特定健康診査、がん検診等の結果により、精密検査の指示があり受診する場合。
- ・公費負担医療の受給対象者 ※乳幼児こども医療は除きます
- ・外来を受診し、そのまま入院となった場合。
- ・生活保護制度による医療扶助を受けている場合。

**Q4** 再診時選定療養費はどのような場合に支払うのですか？

**A4** 主治医が文書で他の医療機関への紹介を行った後、患者様自らの希望で継続受診する場合、受診の都度、保険診療とは別に医科3,300円（税込） 歯科2,090円（税込）ご負担いただくこととなります。但し、上記 A3 に該当する場合は徴収いたしません。

**Q5** 別の医療機関を紹介されたら、もう受診できないのですか？

**A5** 受診はできますが前述のとおり紹介状を持たずに受診する場合は選定療養費がかかります。当院は急性期の治療や高度な医療による治療を担っていますので、日常的な診察はかかりつけ医を受診しかかりつけ医が必要と判断したときに紹介状を持って当院を受診することをお勧めします。

**Q6** 複数の診療科を受診する場合は？

**A6** 例1.同日に内科と整形外科にかかり、いずれも初診・紹介状なしの場合

診療費とは別に内科で7,700円（税込）、整形外科で7,700円（税込）の選定療養費が発生します。

例2.内科は継続受診で通院中であるが、整形外科に初診として受診した場合

内科は再診（選定療養費対象外）、整形外科は7,700円（税込）が発生します。

ただし、医師が治療上整形外科受診が必要と判断し院内紹介した場合はかかりません。